

令和 2 年 3 月 2 日

○規則

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に伴う職員の特別休暇の特例に関する規則

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に伴う職員の特別休暇の特例に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 2 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市規則第 3 号

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等の臨時休業に伴う職員の特別休暇の特例に関する規則

令和 2 年 3 月 2 5 日までの間、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）への対策として小学校、幼稚園等において学校保健安全法（昭和 3 3 年法律第 5 6 号）第 2 0 条の規定による臨時休業その他の休業が行われることの影響により、中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員がその子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年小田原市規則第 2 5 号）第 1 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当該職員は、必要と認められる範囲内において、1 日又は 1 時間を単位として小田原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年小田原市条例第 1 7 7 号）第 1 5 条本文の特別休暇を受けることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（この規則の失効）

2 この規則は、令和 2 年 3 月 2 5 日限り、その効力を失う。